

道路面点在物調整工

1 適用範囲

道路（駐車場含む）の路面上にある止水栓、仕切弁、消火栓などの水道施設、下水道マンホール（組立）、及び雨水マンホール（組立）の高さ調整作業（±15cm程度まで）に適用する。下水道、雨水マンホールの現場打ち構造のもの、防火水槽マンホール及び電気施設は本基準の適用対象外とする。点在物の名称については「2 施設名称」を、構造については「5 参考図面」を参照する。

2 施設名称

本基準の適用範囲となる点在物の名称は次のとおり。なお、これらの写真は代表的な物の写真であり、これら以外でも類似品であれば本基準を適用できるものとする。

個人財産（水道係管理）		
水道止水栓BOX（旧型）		水道止水栓BOX（新型）
		
水道係管理		
水道仕切弁BOX（旧型）		水道仕切弁BOX（新型）
		
地震防災係管理		
消火栓（又は空気弁）BOX（旧型）	消火栓BOX（新型）	空気弁BOX（新型）
		

下水道係管理

下水道マンホール（組立）



雨水マンホール（組立）



小口径マンホール

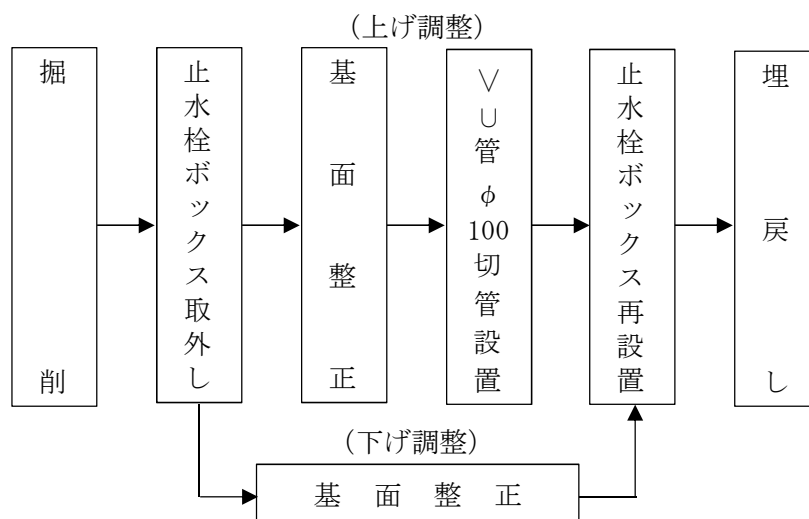


3 施工フロー及び歩掛

3-1 水道止水栓BOX（旧型）

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



(注) 1 軽微な上げ調整でVU管の設置が必要無い場合や補足材により上げ調整した場合は、下げ調整歩掛を適用する。

(2) 施工歩掛

表1 水道止水栓BOX（旧型）調整工（上げ調整）（1箇所当り）

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.100	
普通作業員		人	0.100	
諸雑費		式	1.0	労務費の10.0%

(注) 1 本歩掛は「水道止水栓BOX（旧型）調整工（上げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。

2 諸雑費は、作業土工、VU管の材料費及び切断費の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

表2 水道止水栓BOX（旧型）調整工（下げ調整）（1箇所当り）

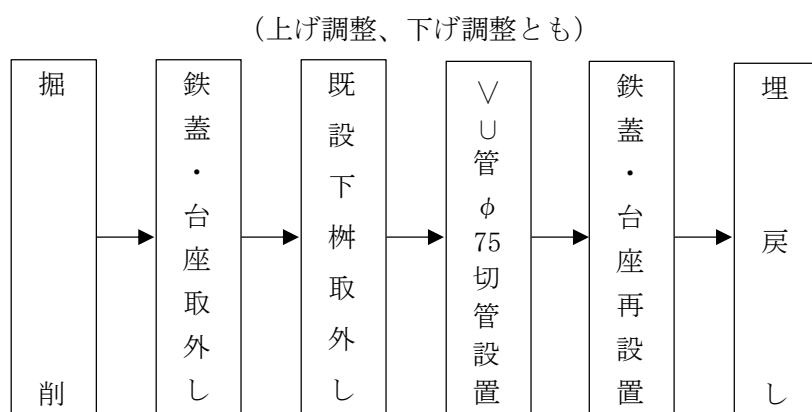
種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.050	
普通作業員		人	0.100	
諸雑費		式	1.0	労務費の10.0%

- (注) 1 本歩掛は「水道止水栓BOX（旧型）調整工（下げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

3-2 水道止水栓BOX（新型）

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



- (注) 1 撤去後の既設下柵については、常態の良い物は引取り、その他は処分（がれき類）する。

(2) 施工歩掛

表3 水道止水栓BOX（新型）調整工 (1箇所当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.050	
普通作業員		人	0.080	
諸雑費		式	1.0	労務費の10.0%

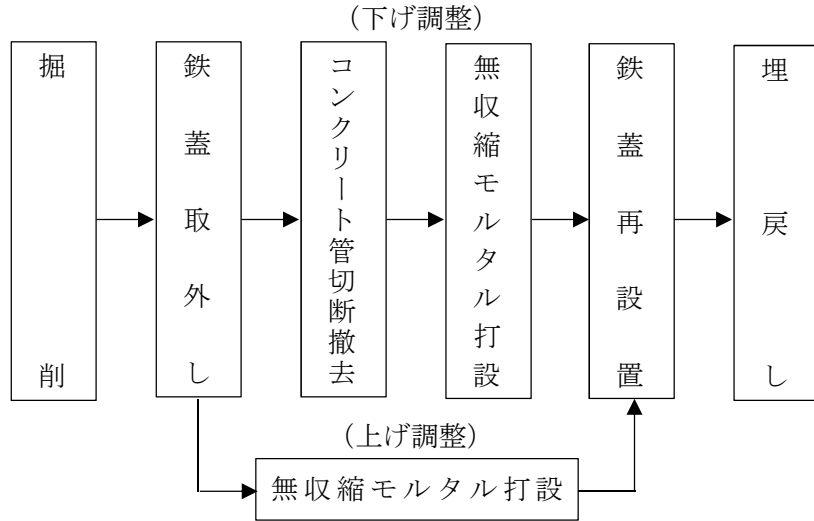
- (注) 1 本歩掛は「水道止水栓BOX（新型）調整工」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 諸雑費は、作業土工、VU管の材料費及び切断費の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 下げ調整の場合、既設下柵を切断することで対応することも可とする。この場合、諸雑費に既設下柵の切断費を含むものとし、諸雑費の率に変更は無いこととする。

- 4 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧、既設下柵の運搬、処分は含まない。

3-3 水道仕切弁BOX（旧型）

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



(注) 1 上げ調整でも、上げ幅が極小等の理由により、コンクリート管を一部切断撤去する場合は、下げ調整歩掛を適用する。

(2) 施工歩掛

表4 水道仕切弁BOX（旧型）調整工（上げ調整）（1箇所当り）

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.100	
普通作業員		人	0.100	
諸雑費		式	1.0	労務費の20.0%

- (注) 1 本歩掛は「水道仕切弁BOX（旧型）調整工（上げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 諸雑費は、作業土工、モルタル工（配合1：2）等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

表5 水道仕切弁BOX（旧型）調整工（下げ調整）（1箇所当り）

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.120	
普通作業員		人	0.030	
諸雑費		式	1.0	労務費の62.3%

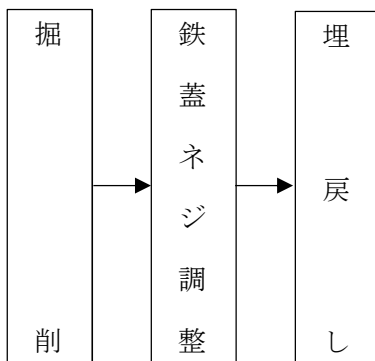
- (注) 1 本歩掛は「水道仕切弁BOX（旧型）調整工（下げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 諸雑費は、作業土工、コンクリート管切断機使用料、モルタル工（配合1：2）等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 撤去したコンクリートの運搬処分、BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

3-4 水道仕切弁BOX（新型）

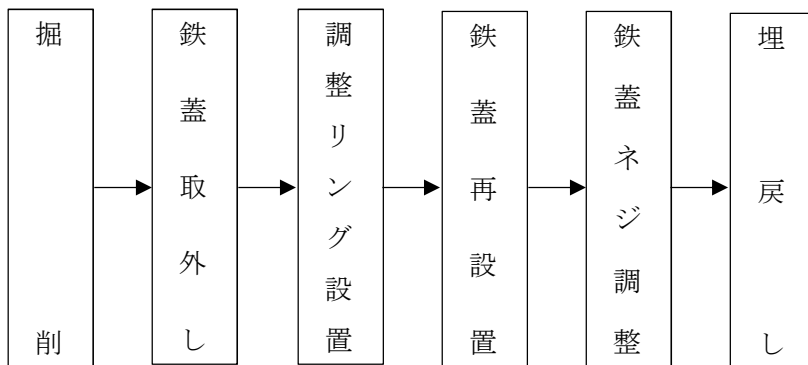
(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。

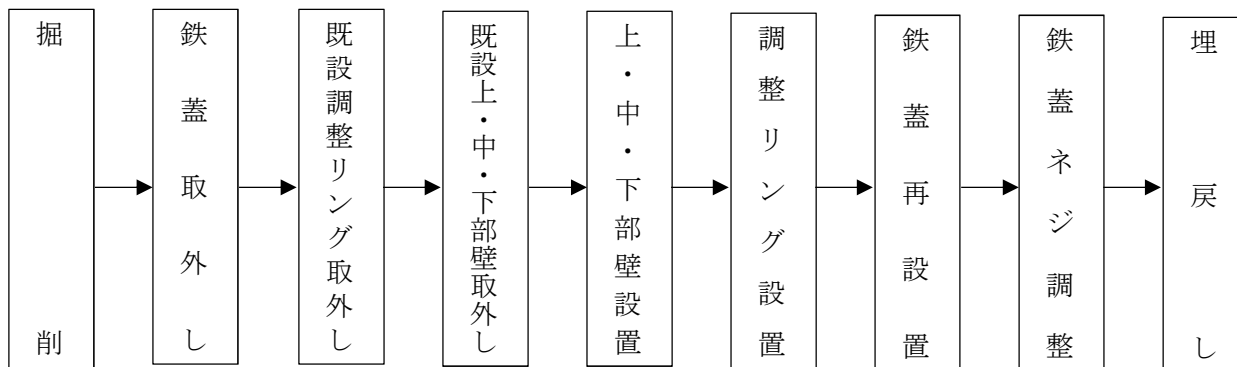
(ネジ調整域内)



(ネジ調整域外（上げ調整）)



(ネジ調整域外 (下げ調整))



- (注) 1 ネジ調整域外 (上げ調整) において、既設の調整リングを撤去し、高さの異なる新たな調整リングを設置する場合は、ネジ調整域外 (下げ調整) の歩掛を適用する。
- 2 ネジ調整域外 (下げ調整) は、既設調整リングの有無、上・中・下部壁の取外し・再設置の有無、調整リングの設置の有無によらず適用できる。(ネジ調整域外で下げ調整を行うならば、いかなる組み合わせの構造でも適用できる。)
- 3 撤去後の既設調整リング、上・中・下部壁については、常態の良い物は引取り、その他は処分 (がれき類) する。

(2) 施工歩掛

表6 水道仕切弁BOX (新型) 調整工 (ネジ調整域内) (1箇所当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.100	
普通作業員		人	0.070	
諸雑費		式	1.0	労務費の5.0%

- (注) 1 本歩掛は「水道仕切弁BOX (新型) 調整工 (ネジ調整域内)」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

表7 水道仕切弁BOX (新型) 調整工 (ネジ調整域外 (上げ調整)) (1箇所当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.080	
普通作業員		人	0.100	
調整リング	使用した規格による	個	実数量	
諸雑費		式	1.0	労務費の10.0%

- (注) 1 本歩掛は「水道仕切弁BOX（新型）調整工（ネジ調整域外（上げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 調整リングの数量は、使用した規格に応じた物を必要数量計上する。また、調整リングの単価は「4 資材単価」を参照する。
- 3 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 4 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

表8 水道仕切弁BOX（新型）調整工（ネジ調整域外（下げ調整））（1箇所当り）

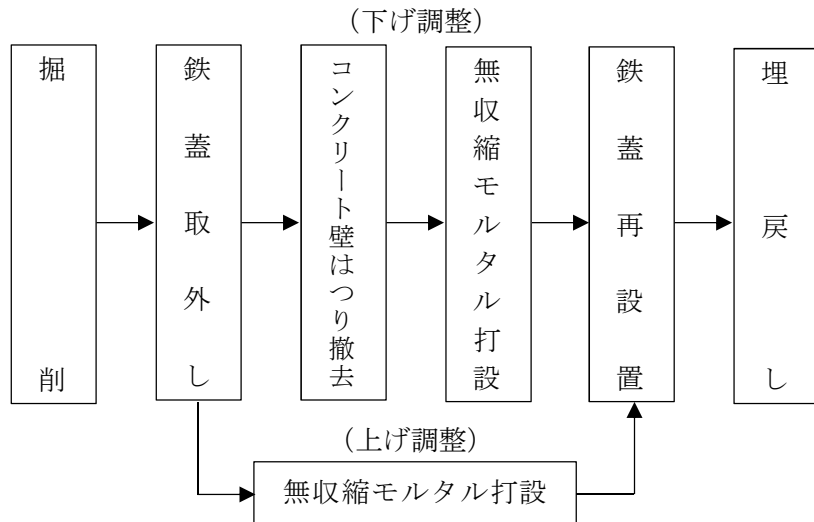
種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.080	
普 通 作 業 員		人	0.110	
調 整 リ ン グ	使用した規格による	個	実数量	
上 ・ 中 ・ 下 部 壁	使用した規格による	個	実数量	
諸 雑 費		式	1.0	労務費の10.0%

- (注) 1 本歩掛は「水道仕切弁BOX（新型）調整工（ネジ調整域外（下げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 調整リング及び上・中・下部壁の数量は、使用した規格に応じた物を必要数量計上する。また、それぞれの単価は「4 資材単価」を参照する。
- 3 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 4 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧、既設調整リング及び上・中・下部壁の運搬、処分は含まない。

3-5 消火栓及び空気弁BOX（旧型）

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



(注) 1 上げ幅が極小であり、コンクリート壁を一部はつり撤去する場合は、下げ調整歩掛を適用する。

(2) 施工歩掛

表9 消火栓（又は空気弁）BOX（旧型）調整工（上げ調整）（1箇所当たり）

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.150	
普通作業員		人	0.200	
諸雑費		式	1.0	労務費の10.0%

- (注) 1 本歩掛は「消火栓BOX（旧型）調整工（上げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。空気弁BOXの場合は、名称を適宜変更する。
- 2 諸雑費は、作業土工、モルタル工（配合1：2）等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

表10 消火栓（又は空気弁）BOX（旧型）調整工（下げ調整）（1箇所当たり）

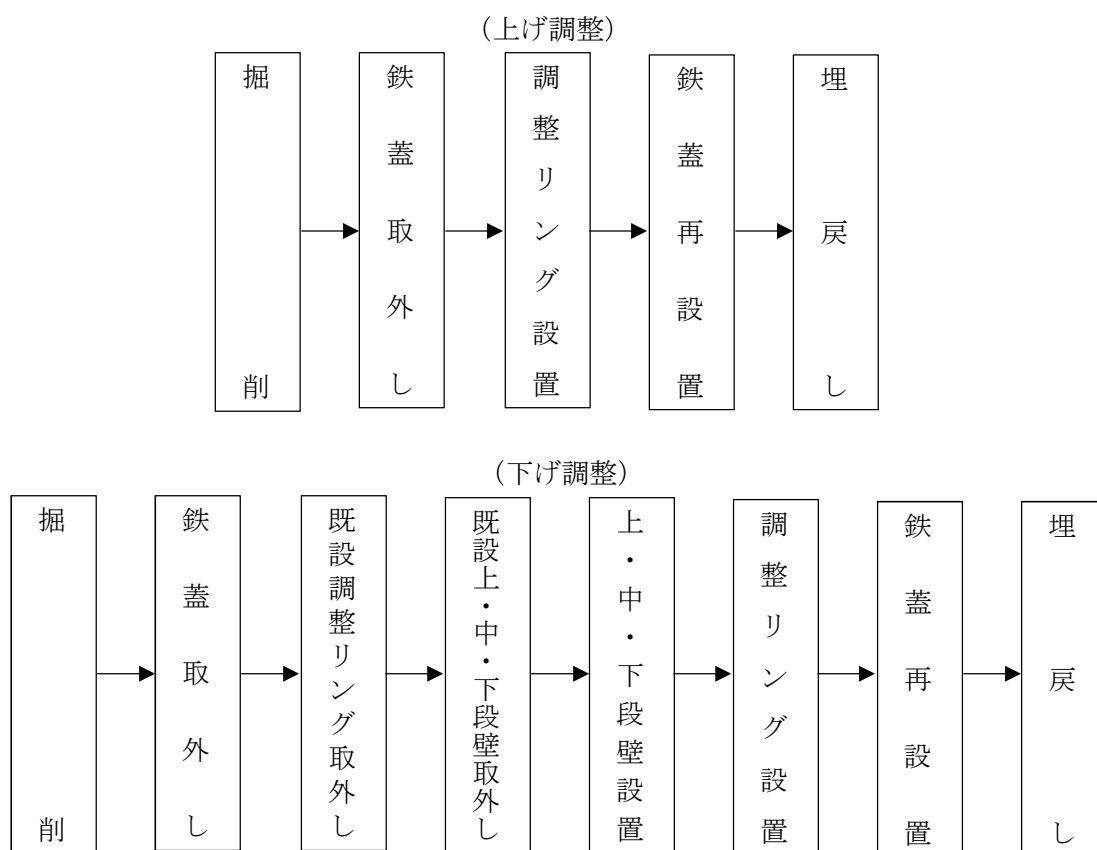
種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.200	
普通作業員		人	0.200	
諸雑費		式	1.0	労務費の20.0%

- (注) 1 本歩掛は「消火栓BOX（旧型）調整工（下げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。空気弁BOXの場合は、名称を適宜変更する。
- 2 諸雑費は、作業土工、モルタル工（配合1：2）等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 撤去したコンクリートの運搬処分、BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

3-6 消火栓及び空気弁BOX（新型）

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



- (注) 1 上げ調整において、既設の調整リングを撤去し、高さの異なる新たな調整リングを設置する場合は、下げ調整の歩掛を適用する。
- 2 下げ調整は、既設調整リングの有無、上・中・下段壁の取外し・再設置の有無、調整リングの設置の有無によらず適用できる。（下げ調整を行うならば、いかなる組み合わせの構造でも適用できる。）
- 3 撤去後の既設調整リング、上・中・下段壁については、常態の良い物は引取り、

その他は処分（がれき類）する。

- 4 消火栓又は空気弁ボックスの埋設深度が600mmを下回る上・中・下段壁の組み合わせは存在しないので、埋設深度は600mm以上を保つこと。（既設ボックスの埋設深度が600mmであり、更に下げ調整を要するときは、ボックスを全て撤去、基面整正後に再設置等の施工方法をとること。この場合、本歩掛を適用することはできない。）

(2) 施工歩掛

表11 消火栓（又は空気弁）BOX（新型）調整工（上げ調整）（1箇所当り）

種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.200	
普 通 作 業 員		人	0.200	
調 整 リ ン グ	使用した規格による	個	実数量	
諸 雑 費		式	1.0	労務費の10.0%

- (注) 1 本歩掛は「消火栓BOX（新型）調整工（上げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。空気弁BOXの場合は、名称を適宜変更する。
- 2 調整リングの数量は、使用した規格に応じた物を必要数量計上する。また、調整リングの単価は「4 資材単価」を参照する。
 - 3 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 - 4 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧は含まない。

表12 消火栓（又は空気弁）BOX（新型）調整工（下げ調整）（1箇所当り）

種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.200	
普 通 作 業 員		人	0.200	
調 整 リ ン グ	使用した規格による	個	実数量	
上 ・ 中 ・ 下 段 壁	使用した規格による	個	実数量	
諸 雑 費		式	1.0	労務費の10.0%

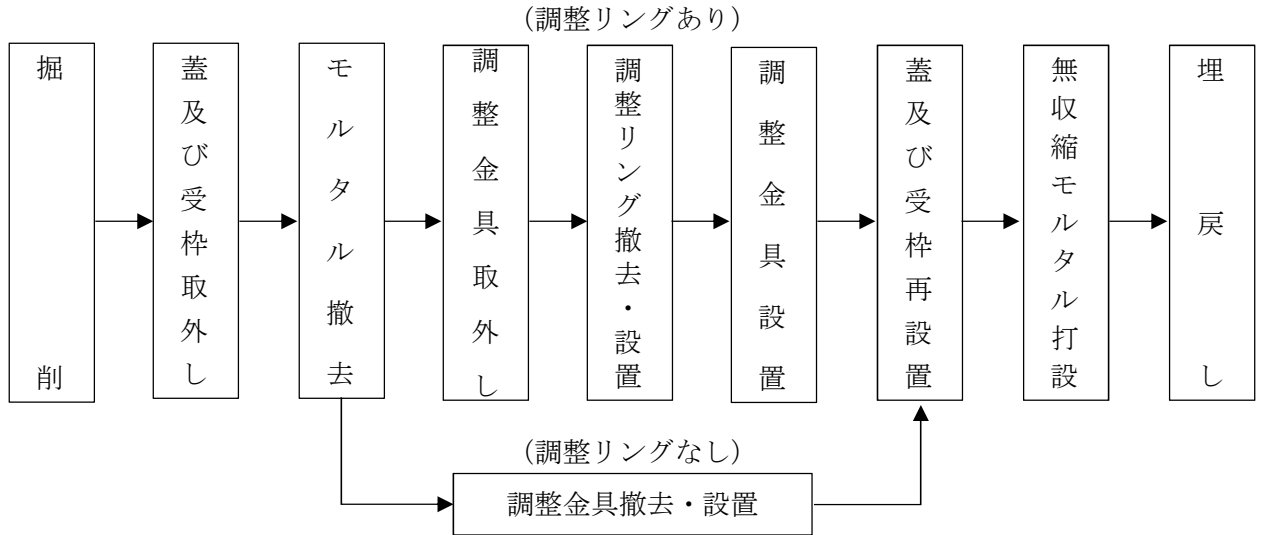
- (注) 1 本歩掛は「消火栓BOX（新型）調整工（下げ調整）」として特殊単価表を作成し、適用する。空気弁BOXの場合は、名称を適宜変更する。
- 2 調整リング及び上・中・下段壁の数量は、使用した規格に応じた物を必要数量計上する。また、それぞれの単価は「4 資材単価」を参照する。
 - 3 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- 4 BOX周りのアスファルト切断、取壊し処分、復旧、既設調整リング及び上・中・下段壁の運搬、処分は含まない。

3-7 下水道マンホール（組立）、雨水マンホール（組立）

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



(2) 施工歩掛

表13 マンホール蓋調整工 (1箇所当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
マンホール蓋調整工（調整リングあり）				
蓋・調整リング撤去工	受枠とも	組	1	表14
蓋・調整リング据付工	受枠とも	組	1	表15
マンホール蓋調整工（調整リングなし）				
蓋撤去工	受枠とも	組	1	表16
蓋据付工	受枠とも	組	1	表17

(注) 1 本歩掛は、調整リングの有無により、「マンホール蓋調整工（調整リングあり or なし）」として特殊単価表を作成し、表14～17の歩掛を組み合わせ適用する。

表14 蓋・調整リング撤去工 (1組当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.220	
普通作業員		人	0.260	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	日	0.060	
諸雑費		式	1.0	労務費の15.0%

- (注) 1 本歩掛は、「蓋・調整リング撤去工」として特殊単価表を作成し、適用する。
 2 適用範囲は、掘削から既設調整リング取外しまでの作業とする。
 3 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 4 モルタルの運搬処分、マンホール周りのアスファルト切断、取壊し処分は含まない。

表15 蓋・調整リング据付工 (1組当り)

種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.150	
普 通 作 業 員		人	0.300	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	日	0.150	
調 整 リ ン グ	使用した規格による	個	実数量	
調 整 金 具	使用した規格による	組	実数量	
諸 雑 費		式	1.0	労務費の12.0%

- (注) 1 本歩掛は、「蓋・調整リング据付工」として特殊単価表を作成し、適用する。
 2 適用範囲は、調整リング設置から埋戻しまでの作業とする。
 3 諸雑費は、作業土工、モルタル工（配合1：2、敷厚1cm）等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 4 調整リング、調整金具の数量は、使用した規格に応じた物を必要数量計上する。また、それぞれの単価は「4 資材単価」を参照する。
 5 マンホール周りのアスファルト復旧費は含まない。

表16 蓋撤去工 (1組当り)

種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.210	
普 通 作 業 員		人	0.230	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	日	0.060	
諸 雑 費		式	1.0	労務費の15.0%

- (注) 1 本歩掛は、「蓋撤去工」として特殊単価表を作成し、適用する。
 2 適用範囲は、掘削から調整金具取外しまでの作業とする。
 3 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 4 モルタルの運搬処分、マンホール周りのアスファルト切断、取壊し処分は含まない。

表17 蓋据付工

(1組当り)

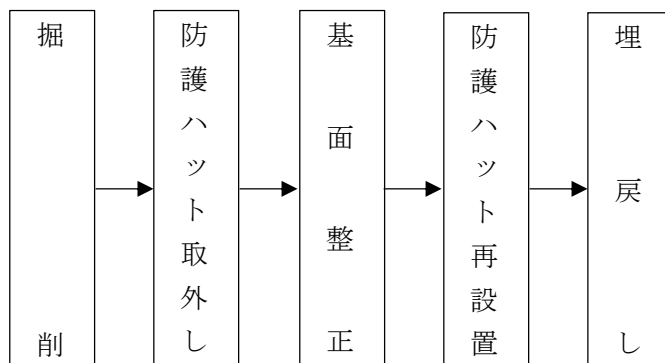
種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.200	
普 通 作 業 員		人	0.300	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	日	0.050	
調 整 金 具	使用した規格による	組	実数量	
諸 雑 費		式	1.0	労務費の10.0%

- (注) 1 本歩掛は、「蓋据付工」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 適用範囲は、調整金具設置から埋戻しまでの作業とする。
- 3 諸雑費は、作業土工、モルタル工（配合1：2、敷厚1cm）等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 4 調整金具の数量は、使用した規格に応じた物を必要数量計上する。また、それぞれの単価は「4 資材単価」を参照する。
- 5 マンホール周りのアスファルト復旧費は含まない。

3-8 小口径マンホール

(1) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



- (注) 1 基面整正での補足材、すき取り、残土運搬の有無によらず適用できる。
 2 立ち上がりのVU管を切断して下げる、又は継ぎ足して上げる場合は別途考慮する。

(2) 施工歩掛

表18 小口径マンホール蓋調整工 (1箇所当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
防護蓋撤去工		箇所	1	表19
防護蓋据付工		箇所	1	表20

- (注) 1 本歩掛は、「小口径マンホール蓋調整工」として特殊単価表を作成し、表19、20の歩掛を組み合わせ適用する。

表19 防護蓋撤去工 (1箇所当り)

種目	計上寸法	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	0.100	
普通作業員		人	0.100	
諸雑費		式	1.0	労務費の5.0%

- (注) 1 本歩掛は、「防護蓋撤去工」として特殊単価表を作成し、適用する。
 2 諸雑費は、作業土工の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3 マンホール周りのアスファルト切断、取壊し処分は含まない。

表20 防護蓋据付工

(1箇所当り)

種 目	計上寸法	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.070	
普 通 作 業 員		人	0.100	
諸 雑 費		式		労務費の10.0%

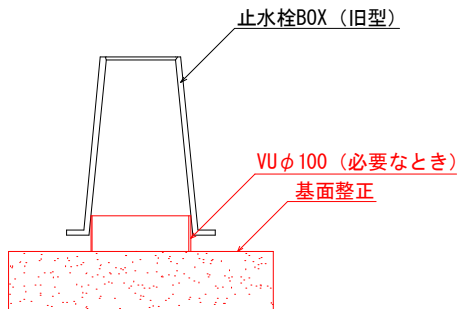
- (注) 1 本歩掛は、「防護蓋据付工」として特殊単価表を作成し、適用する。
- 2 諸雑費は、作業土工（基面整正を含む）の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 マンホール周りのアスファルト復旧費は含まない。

4 資材単価

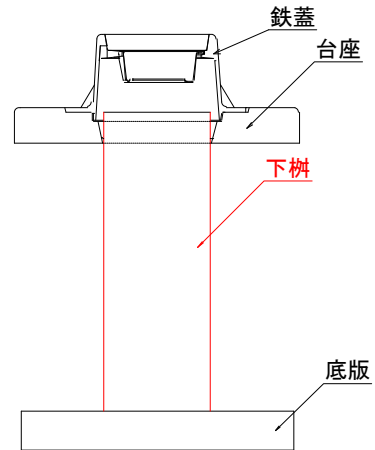
- (1) 本歩掛に係る材料費が必要なときの各材料単価は高知県資材単価及び物価本によること。（物価本に掲載が無い場合は見積りを徴収し単価を決定する。）

5 参考図面

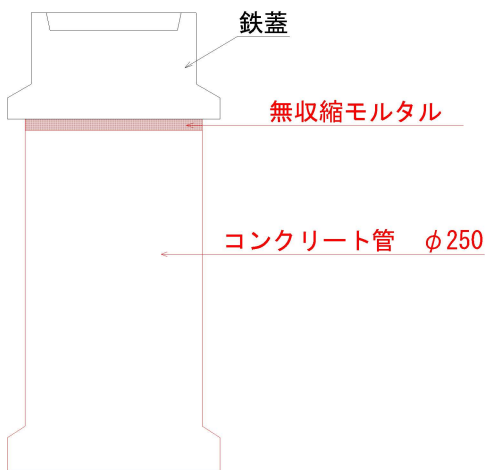
水道止水栓BOX (旧型)



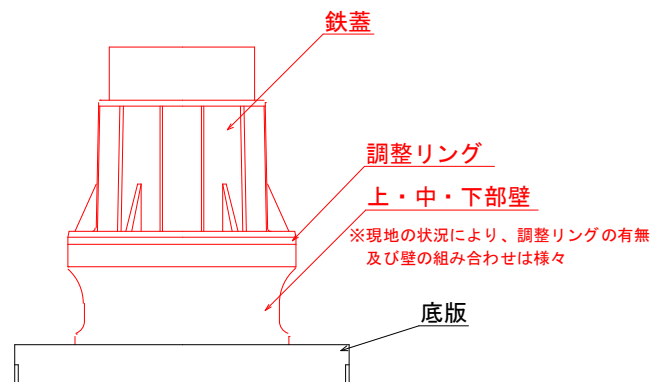
水道止水栓BOX (新型)



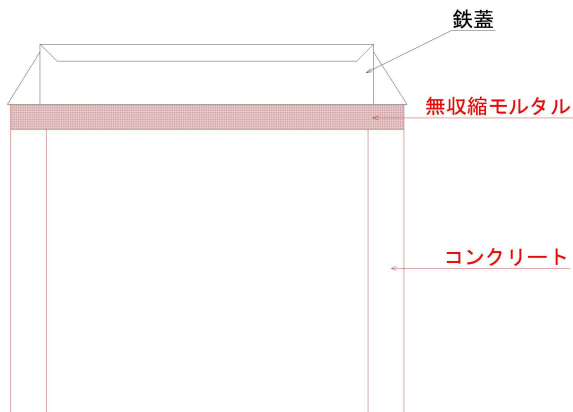
水道仕切弁BOX (旧型)



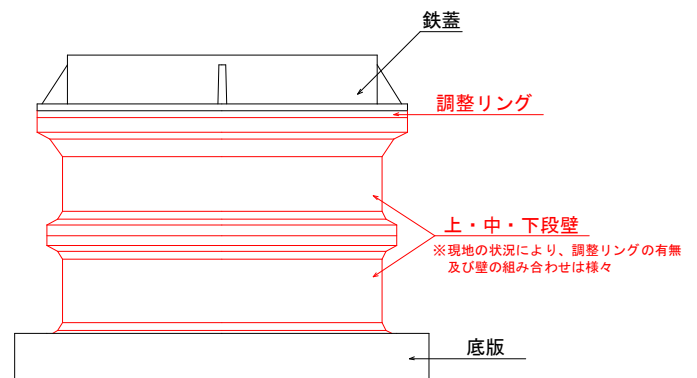
水道仕切弁BOX (新型)



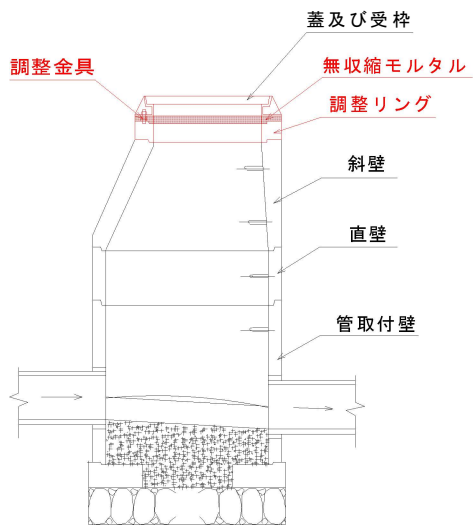
消火栓 (空気弁) BOX (旧型)



消火栓 (空気弁) BOX (新型)



下水道マンホール、雨水マンホール ※組立構造のもの



小口径マンホール

